

別表 2 (検査機関登録申請書類等の緩和申請)

下記の条件を満たす鉄骨溶接部検査機関は、下記のとおり、定期・更新申請において一部の書類（以下、「緩和書類」という。）を省略することができる。ただし、検査機関倫理委員会が特に必要だと認める場合については、緩和書類の提出を求めることができる。

1. 更新審査を連続3回（登録を連続10年間継続）行った検査機関は、以降の審査申請において、下記の申請書類を緩和することができる。

《緩和内容》

申請書類	緩和内容
別添確認資料	注文書・支払い通知書等の写し 省略することができる

2. 更新審査を連続3回（登録を連続10年間継続）行った検査機関で、直前の過去3年分の調査票にて下記の条件を満足できる検査機関は、以降の審査において下記の申請書類を緩和することができる。ただし、別添調査票Ⅱ—1に代わり建築業務 協力会社（外注費）内訳表（東京都登録鉄骨溶接部検査機関以外に発注した分）と、別添調査票Ⅱ—2に代わり建築業務 協力会社（外注費）内訳表（東京都登録鉄骨溶接部検査機関に発注した分）を提出すること。

《条件》

受入検査比率	外注比率	特定ゼネコン受注比率
100%	20%以下（注1）	40%以下（注2）

注1：東京都検査機関登録事業者に発注した分はこの20%には含めないことができる。

注2：単年にて40%を超える場合及び特別な事情がある場合は、申請前に協議するものとする。

《緩和内容》

申請書類	緩和内容
調査票Ⅳ—1	売上構成表（全社） 建築以外は一括で可とする
調査票Ⅳ—2	売上構成表（事業所別） 登録事業所以外は一括で可とする
別添調査票Ⅱ	建築業務売上表 省略することができる
別添調査票Ⅲ	建築業務以外の売上表 売上区分を「橋梁・土木・造船・プラント関係」を一括で可とする
別添確認資料	注文書・支払い通知書等の写し 省略することができる

- ◆ 注1：東京都検査機関登録事業者に発注した分はこの20%には含めないことができる。
調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）の建築鉄骨関係欄 外注比率（外注費/E）%による。
なお、経過処置として、直前の過去3年分の調査票において、東京都検査機関登録事業者に発注した分を除いた結果、外注比率20%以下の緩和案条件を満足する場合は、事前に事務局に必要な書類を提出する。（この経過処置は、平成31年度申請分までとする。）
- ◆ 注2：単年にて40%を超える場合及び特別な事情がある場合は、申請前に協議するものとする。
調査票Ⅴ：建築鉄骨溶接部検査関係の⑦のうち、特定ゼネコンに対する比率%上位による。
過去3年分の調査票において、特別な事情により、特定ゼネコン受注比率40%以下の緩和の条件を満足することができない場合は、事前に事務局に必要な書類を提出しチェック提出し、検査機関倫理委員会において協議を行う。
- ◆ 緩和の条件確認書類は下記の調査票とし、緩和を適用する場合は、申請書類提出時に直前の過去3年分を提出する。

緩和適用申請書（表紙）	
受入検査比率100%	調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）
外注比率20%以下	調査票Ⅳ—1：売上構成表（全社）
特定ゼネコン受注比率40%以下	調査票Ⅴ：建築鉄骨溶接部検査関係

◆ 罰則規定

受入検査比率100%・外注比率20%以下・特定ゼネコン受注比率40%以下の確認において、虚偽の申請等の不正が発覚した場合は、検査機関倫理委員会において対応を協議し、東京都に報告する。